

附属機関等概要書

令和 2 年 4 月 1 日現在

附属機関等の名称	美里町農村地域産業導入促進審議会
設置根拠	美里町農村地域産業導入促進審議会条例
設置目的又は所掌事務	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議する。
委員定数	12 人以内
委員数	0 人
委員の任期	2 年 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
公募委員の割合	0 人 0 %
公募の実施	☐ 有り ☒ 無し
委員の男女比率	男性 0 人 0 % 女性 0 人 0 %
委員の公募及び男女比率に対する考え方	委員の構成については、美里町農村地域産業導入促進審議会条例に基づき学識経験者、農業関係者等で構成することから、公募は実施していない。 今後の会議開催必要時において、男女比率を考慮した委員の選を行う必要がある。
会議の公開	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
会議非公開の理由	
会議録の公開	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
会議録非公開の理由	
会議開催の頻度及び時期	案件の発生の都度、開催する。
問合せ先	産業振興課 商工観光室商工振興係 電話番号 0229 - 58 - 2374